

日 薬 発 第 242 号
令和元年 12 月 17 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

令和 2 年度診療報酬（調剤報酬）改定について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本日、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、以下のとおりとなりました（別添 1 および 2）。

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| 1. 診療報酬 | +0.55% |
| ① ②を除く改定分 | +0.47% |
| 各科改定率 医科 | +0.53% |
| 歯科 | +0.59% |
| 調剤 | +0.16% |
| ② 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 | +0.08% |
| 2. 薬価・材料価格 | |
| 内訳) ①薬価 | ▲0.99% |
| ※うち、実勢価等改定 | ▲0.43% |
| 市場拡大再算定の見直し等 | ▲0.01% |
| ②材料価格 | ▲0.02% |
| ※うち、実勢価等改定 | ▲0.01% |

また、これを受け、本会の見解を公表しましたので併せてご報告申し上げます（別添 3）。

別添 1：診療報酬改定について（厚生労働省）

別添 2：勤務医の働き方改革への対応について（厚生労働省）

別添 3：令和 2 年度診療報酬（調剤報酬）改定について（令和元年 12 月 17 日、日本薬剤師会）

診療報酬改定について

12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、令和2年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬 +0.55%

※1 うち、※2を除く改定分 +0.47%
各科改定率
医科 +0.53%
歯科 +0.59%
調剤 +0.16%

※2 うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0.08%

2. 薬価等

- ① 薬価 ▲0.99%
※ うち、実勢価等改定 ▲0.43%
市場拡大再算定の見直し等 ▲0.01%
- ② 材料価格 ▲0.02%
※ うち、実勢価等改定 ▲0.01%

勤務医の働き方改革への対応について

12月17日の予算大臣折衝を踏まえ、令和2年度の勤務医の働き方改革への対応については、以下のとおりとなった。

診療報酬として	公費	126億円程度 (再掲)
---------	----	-----------------

地域医療介護総合確保基金として	公費	143億円程度
-----------------	----	---------

なお、勤務医の働き方改革への対応については、今後、医師に対する時間外労働の上限規制の適用及び暫定特例水準の適用終了に向けて、上限を超える時間外労働ができる限り早期に解消されるよう、医療機関による労働時間短縮を促進する制度的対応等とあわせ、診療報酬及び地域医療介護総合確保基金の対応を検討する。

令和2年度 診療報酬（調剤報酬）改定について

本日、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、令和2年度の診療報酬改定（診療報酬、薬価・材料価格）について合意されました。

医療の一翼を担う薬剤師として、医薬品の適正使用の推進し、国民・患者に安全かつ安心な薬物治療を提供していくためには、保険薬局の健全で安定した経営は不可欠であり、調剤報酬はその原資となるものです。

依然として厳しい状況が続く医療保険財政の中、診療報酬はプラス改定とされ、医科と調剤の改定率の配分が堅持されたこと（医科1：調剤0.3）、前回および前々回改定で行われた、通常改定分とは別の適正化措置が講じられていないことから、本会の主張が理解されたものと受け止めております。

しかしその一方で、後発医薬品を含む医薬品の備蓄品目数の増加に伴う負担や高額医薬品が増える中、薬価の引き下げに伴う在庫医薬品の資産価値の減少は、保険薬局の経営に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

今月4日に公布された改正薬機法は、国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、薬剤師に対し、調剤時のみならず必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行わなければならないこと、患者の使用薬剤の服用状況に関する情報を医師等に提供すること等を求めています。

現在、中医協において進められている次回改定に向けた議論では、医薬分業のあるべき姿や調剤報酬に対する厳しい指摘がなされていますが、薬機法改正の趣旨でもある患者を個別具体化した薬物療法の確保に関する薬剤師への期待に応えるべく、積極的かつ真摯に取り組んでいかなければなりません。

本会としては、患者の安全と保険医療の質の向上のため、今回の貴重な改定財源を活用していくとともに、すべての薬剤師・薬局が「かかりつけ」機能を発揮して、国民の健康な生活を確保するため薬剤師としての任務を全うできるよう、引き続き取り組んで参る所存です。

令和元年 12月 17日

日本薬剤師会